

令和8年度「奨学のための給付金」 申請についてのお知らせ（返済不要の給付金です）

一定の要件を満たした世帯に対して、授業料以外（教科書費、学用品費、修学旅行費など）の教育費を支援するため、奨学のための給付金を支給します。

1 対象となる世帯（対象要件）

基準日（令和8年7月1日）において、次の①～③すべてに該当する世帯

①保護者等が新潟県内に在住

②生徒が高等学校等就学支援金等※の受給資格者

※高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金

③保護者等全員の令和8年度県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が182,500円未満（生活保護（生業扶助）受給世帯を含む）

【注意】ただし、次のいずれかに該当する場合は、**対象外**です。

- ・両親またはどちらか一方が海外在住で、保護者等全員の令和8年度（令和7年中の所得）の県民税所得割額・市町村民税所得割額を確認できない場合
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））が支給されている場合
- ・通算3回（定時制、通信制は4回）（学び直し支援金の対象者は1回（定時制、通信制は2回）を加算）の支給回数上限を超えた場合
- ・生徒が基準日（令和8年7月1日）時点において休学している場合

2 生徒一人あたりの給付額（年額）

世帯種別		給付額	
		全日制・定時制	通信制
生業扶助受給世帯（生活保護世帯）		52,600円	52,600円
保護者等全員の 令和8年度 県民税所得割額・ 市町村民税所得割額 の合算額	所得割非課税世帯 （年収約270万円未満世帯）	152,000円	52,100円
	105,500円未満 （年収約270～380万円世帯）	50,670円	17,370円
	105,500円～182,500円未満 （年収約380～490万円世帯）	38,000円	13,030円

注1 本表は、**生徒の国籍が日本国、または、生徒の在留資格が永住者、特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等の場合**です。生徒の国籍・在留資格等がこれらに該当しない場合は、給付できないことがあります。学校または県にお問い合わせください。

注2 **年収は、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安**です。実際の判定は**県民税所得割額・市町村民税所得割額**で行います。

注3 災害等により着用を義務付けられている制服が喪失・毀損して、再購入が必要な場合は、別途加算があります。学校または県へお問い合わせください。

3 給付までの流れ

- ・希望者は、申請書に必要書類を添えて、期限までに提出してください。
- ・県が申請内容を審査し、認定（不認定）の通知書を申請者に郵送します。
- ・振込口座登録申込書の口座に給付額（年額）を一括で振込みます。（12月下旬以降を予定）

あなたの世帯が対象となるか次ページを確認👉

4 対象となるか確認

保護者等の居住地は新潟県ですか？

はい
いいえ → 保護者の居住地の都道府県にお問合せください

生徒が就学支援金等の受給資格者ですか？

はい
いいえ → 該当しません

生徒の国籍は日本国ですか

はい
いいえ

いいえ → 生徒が該当する在留資格等の区分はどちらですか

・特別永住者
・永住者
・日本人の配偶者等
・永住者の配偶者等

左記以外
(定住者、家族滞在、留学 等)

保護者等全員のR8年度県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が下記区分に該当しますか。

A 生活保護世帯（生業扶助受給）
B 所得割非課税（年収約270万円未満世帯）
C 所得割合計額が105,500円未満（年収約270～380万円世帯）
D 所得割合計額が105,500円以上182,500円未満（年収約380～490万円世帯）

はい
いいえ → 該当しません

在留資格等の追加確認が必要です。
学校または県へお問い合わせください。
生徒の国籍・在留資格等要件や保護者等の年収要件等を満たせば対象となる可能性があります。

給付額はこちら				
	A	B	C	D
全日制等	52,600円	152,000円	50,670円	38,000円
通信制	52,600円	52,100円	17,370円	13,030円

（注1）令和8年7月1日時点で休学中の場合は対象外です

（注2）保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいない場合は、未成人後見人）となります。

生徒に保護者がいない場合は、主たる生計維持者（主たる生計維持者もいない場合は、生徒本人）です。

生徒が在学中に成人した場合で、未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者が変わらないときは、主たる生計維持者は両親等になります。

🔍ご自身の県民税・市町村民所得割額などはマイナポータル「わたしの情報」から確認できます



5 申請書の提出

申請書類（次ページを参照）を以下の期限までご提出ください。

提出期限	令和8年9月18日（金）
提出先	提出書類を封筒に入れ、下記住所に直接持参または郵送してください。（封筒表面に「奨学のための給付金」と朱書きしてください。）
連絡先	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務部 大学・私学振興課 私学班

6 注意事項（本給付金の使途について）

本給付金は、授業料以外の教育費（教科書費、学用品費、修学旅行費など）の負担軽減が目的です。学校に納入しなければならない諸経費等が未納となっている場合は、本給付金を活用してください。

6 提出する書類

申請書類等は、新潟県ホームページからダウンロードして入手することができます。

以下の①～⑦のうち、該当する書類を御提出ください。

	提出が必要となる方	提出書類
①	全員	奨学のための給付金受給申請書（様式第1号の1）
②	全員	振込口座登録申込書（様式第2号）、口座通帳の写し - 必ず申請者（保護者等）名義の口座を記入してください。 - 通帳（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人がわかる部分）の写しの添付が必要です。
③	全員	在学の確認書類（様式第3号） 令和8年7月1日時点で就学支援金等の対象者であることが明記されているもの
④	生徒の国籍が日本国の方	生徒本人の住民票の写し（原本）
⑤	生徒の国籍が日本国以外の方	以下のいずれかの書類 - 生徒本人の特別永住者証明書の写し - 生徒本人の在留カードの写し - 生徒本人の住民票の写し（原本）※国籍・在留資格・在留期間等の記載あるもの ○在留資格が「家族滞在」の場合は以下の書類も提出 - 生徒本人の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
⑥	生活保護（生業扶助）受給世帯の方	生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（別紙1） - 基準日（令和8年7月1日）において生活保護（生業扶助・高等学校等就学費）の適用を受けていることを証明できるもの（申請者と対象生徒が明記されているもの）が必要です。 - 福祉事務所発行の受給証明書を提出してください。
⑦	生活保護（生業扶助）受給世帯以外の方	保護者等の個人番号（マイナンバー）カードの写し - 保護者等全員分（保護者が親権者（両親）ならば両親2名分）について、次の書類を個人番号カード（写）貼付台紙に貼り付けてください。 - 保護者全員分を封筒に入れ、封筒の表に学年・生徒氏名を記入し、必ず封をしてください。 1 本人確認書類 マイナンバーカード（表面：顔写真が記載されている面）写し ※マイナンバーカードがない場合は、運転免許証、パスポート等の顔写真付き身分証明書の写しが必要です。 ※顔写真付き身分証明書がない場合は、写真付きでない身分証明書が2つが必要です。 2 番号確認書類 マイナンバーカード（裏面：個人番号（12桁）が記載されている面）の写し ※マイナンバーカードがない場合は、次のフローチャートの書類が必要です。 【スタート】 <pre> graph TD Start([スタート]) --> Q1{マイナンバーカードを持っていますか？} Q1 -- はい --> A1[1 マイナンバーカード] Q1 -- いいえ --> Q2{マイナンバー通知カードを持っていますか？} Q2 -- はい --> A2[2 マイナンバー通知カード] Q2 -- いいえ --> Q3{通知カードの記載内容(表面・裏面)は現在の氏名や住所等と一致していますか？} Q3 -- はい --> A2 Q3 -- いいえ --> A3[3 マイナンバー入りの住民票] </pre> 提出するマイナンバー証明書類 1 マイナンバーカード 2 マイナンバー通知カード 3 マイナンバー入りの住民票 ・コピー可、切り取り等は不可、台紙と同封。 ※発行日は6ヶ月以内（発行日が確認できないものは不可）

7 奨学のための給付金に関するQ & A

Q 1 生徒は新潟県内の高校に在学していますが、両親は他県で生活しています。給付金は申請できますか？

給付金は保護者がお住まいの都道府県から支給されます。各都道府県で制度の詳細や申請手続きが異なりますので、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

Q 2 県民税均等割額と市町村民税均等割額が0円でないのですが、申請できますか？

保護者等全員（父母の場合は2人とも）の県民税所得割額と市町村民税所得割額が基準を満たせば、申請できます。

Q 3 両親と祖父母と同居しています。同居している家族全員の収入が世帯収入となりますか。

保護者等（主に両親）の収入状況で審査しますので、両親がいる場合は同居している祖父母の収入状況は含める必要はありません。

Q 4 生活保護受給以外で対象者になるかはどのように確認したらよいですか？

保護者等全員（父母の場合は父母両名）の令和8年度県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により審査します。所得割額は、マイナポータルや住民税の決定通知書等で確認できます。

世帯年収目安	保護者等全員の 県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額
年収約270万円未満世帯	非課税
年収約270～380万円世帯	105,500円未満
年収約380～490万円世帯	105,500円以上182,500円未満

保護者等全員分の合計額
※父母の場合は2人分合算額

※年収は、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安。

Q 5 高校生の兄弟姉妹がいますが、まとめて申請できますか？

兄弟姉妹をまとめて1つの申請書では申請できません。必ず、生徒1人ごとに申請書を作成し、提出してください。

Q 6 申請者は父ですが、母の口座に振り込むことはできますか？

申請者と振込先口座名義は同一となります。母の口座に振り込みたい場合は、申請者を母にしてください。

Q 7 8月に父母が離婚し、母が親権者となりました。母の個人番号カードの写しのみを添付して、申請はできますか？

基準日となる7月1日時点での保護者は父と母でしたので、その後変更があったとしても、保護者は父母両名となります。父母の分の個人番号カードの写しを添付して申請してください。

Q 8 生活保護を受給していますが、この給付金の支給を受けると収入と認定されてしまうのでしょうか？

福祉事務所において就学のために必要と認められると判断した場合は、生活保護における収入認定から除外されます。担当の福祉事務所とも十分に相談し、不明な点はお問い合わせください。

Q 9 6月まで生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））を受給していましたが、7月から生活保護を受給しなくなりました。申請できますか？

基準日となる7月1日時点で生活保護を受給していないため、「生活保護世帯」で申請はできませんが、令和8年度の県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が基準を満たせば申請できます。

お 問 い 合 わ せ 先



生徒の通われている高校 または 以下の連絡先へ

新潟県 総務部 大学・私学振興課 私学班

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

☎025-280-5912

H P (<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/daigaku/1356820534591.html>)